

2023年4月号

(PRIVATE EQUITY NEWSLETTER Vol.5)

2023年金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要 —金融商品取引業者・特例業務届出者及び年金関係者への影響を中心に—

- I. はじめに
- II. 顧客本位の業務運営の確保に関する改正
- III. デジタル化の進展等に対応した顧客等の
利便向上・保護に係る施策に関する改正

森・濱田松本法律事務所
弁護士 白川 剛士
TEL. 03 6266 8736
tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

I. はじめに

2023年3月14日、金融庁は「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下「本法案」といいます。）を第211回国会に提出しました¹。

本法案は、デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営の確保」、「金融リテラシーの向上」、「企業開示」、「デジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策」に関する改正を内容としています。

本 Newsletter では、本法案による改正事項のうち、「顧客本位の業務運営の確保」及び「デジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策」に関する主なものを概説します。また、組合型ファンドの GP は、金融商品取引法 63 条に基づく適格機関投資家等特例業務の届出を行って私募及び運用を行うことが多いところ、かかる特例業務の届出業者（以下「特例業務届出者」といいます。）への各改正の影響についても考察いたします。なお、本 Newsletter は金融商品取引業者・特例業務届出者及び年金関係者への影響を中心に取り上げますが、本法案による改正は銀行法や保険業法等も対象とするため、金融機関や保険事業者などの幅広い金融事業者が影響を受け得るものです。保険事業者への影響については、別途 Insurance Newsletter で取り上げさせていただく予定です。

以下、現行の金融商品取引法を「金商法」と、本法案による改正後の金融商品取引法を「改正金商法」といいます。

¹ <https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>

本法案は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法案附則1条）。なお、同日に、上場日程の期間短縮等に関する改正を含む、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」も提出されています。

II. 顧客本位の業務運営の確保に関する改正

1. 最善利益義務

(1) 概要

本改正は、金融事業者や年金関係者に対し、最終的な受益者である顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきとの旨の義務（以下「最善利益義務」といいます。）を課す改正です。この改正は、2022年12月9日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告」による提案を踏まえたものとなっています。

本改正の説明資料においては以下の説明がなされています。

- ① 金融庁はプリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、当該原則に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきた。
- ② しかしながら、当該原則を採択していない金融事業者や、方針等を公表していない金融事業者も多く存在する。また、課題として、(i) リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売している実態がある（販売会社における課題）、(ii) 顧客利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理を行っている実態がある（運用会社における課題）、(iii) 運用の専門家の活用不足や、運用機関の選定プロセスが不十分との実態がある（企業年金等のアセットオーナーにおける課題）、といった点が指摘されている。
- ③ 本改正は、その対応として、(i) 顧客等の最善の利益を考えた業務運営を確保し、(ii) 顧客への情報提供の充実を行うものである。

最善利益義務は、上記の文脈において、③(i) 顧客等の最善の利益を考えた業務運営を確保するための改正であると位置付けられます。

(2) 現行の規制

現行法上、金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人に対しては、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないとの誠実公正義務が課されています（金商法 36 条 1 項）²。

これに対し、年金基金やその理事などの年金関係者に対して、年金加入者に関する誠実公正義務を課す条文はありません。

(3) 本改正による変更

本改正は、金商法 36 条 1 項の誠実公正義務を削除し³、これに代わるものとして、

² 金融商品仲介業者並びにその役員及び使用人に対しては金商法 66 条の 7 に基づき誠実公正義務が課されています。特例業務届出者並びにその役員及び使用人に対しては金商法 63 条 11 項に基づき、特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして同法 36 条 1 項が適用されることにより、誠実公正義務が課されます。

³ 金融商品仲介業者に関する金商法 66 条の 7 や、その他の業態を規制する関連業法においても、同様に誠実公正義務の条項が削除されます。

FINANCIAL REGULATIONS / PRIVATE EQUITY / INSURANCE NEWSLETTER

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律⁴ 2 章に「顧客等に対する誠実義務」の章を新設するものです。同法 2 条 1 項において、以下の内容が規定されます。

金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務であって顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行う場合にあっては加入者、その他政令で定める場合にあっては政令で定める者。以下この項において「顧客等」という。）の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

同条 2 項各号には、最善利益義務を負うことになる「金融サービスの提供等に係る業務を行う者」が列挙されており、金融商品取引業に係る業務を行う者並びにその役員及び使用人（同項 2 号）をはじめ、様々な金融関連事業を行う者が列挙されています。加えて、同項 14 号から 18 号までにおいて、国民年金、石炭鉱業年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、厚生年金の各関係者が掲げられています。また、同項 19 号に基づき政令指定も可能とされています。

従前の誠実公正義務からの主な変更点としては、以下の 2 点が挙げられます。

- ・「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」との文言が加えられた点

これまでの誠実公正義務の条文にはなかった「顧客等の最善の利益を勘案しつつ」との文言が追加されたことにより、最善利益義務を遵守するためには、誠実公正義務を遵守するために考慮・対応していた事項に加えて、追加的な考慮・対応が必要になるのが、今後の議論の対象となると考えられます。

- ・年金関係者が義務主体として加えられた点

年金基金、その理事、規約型年金の事業主などが最善利益義務の義務主体とされ、年金加入者に対し、かかる義務を負うこととなります。また、年金の運用受託機関もこれらの義務主体に並列して掲げられていますので、運用受託機関は、顧客に対して最善利益義務を負うことに加えて、年金加入者に対しても最善利益義務を負うこととなります⁵。

年金基金の資産運用関係者に対しては、厚生労働省「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」など、通達レベルでは受託者責任に対する対応はなされてきたところですが、今回新たに法令に

⁴ 本法案 2 条により、「金融サービスの提供に関する法律」の題名を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に変更する改正が行われます。本法案附則 1 条 2 号により、かかる改正は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

⁵ 例えば、投資一任業者が企業年金基金と投資一任契約を締結して年金資産を運用する場合、投資一任業者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 2 条 2 項 2 号に基づき顧客である当該企業年金基金に対して最善利益義務を負うことに加えて、同項 16 号に基づき年金加入者に対しても最善利益義務を負うこととなります。

より最善利益義務が規定されることとなります。かかる改正により、各号の名宛人において、具体的にどのような対応を講じるべきであるかについては、今後の議論の対象となると考えられます。

(4) 特例業務届出者に対する影響

特例業務届出者並びにその役員及び使用人は、金融商品取引業に係る業務を行う者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 2 条 2 項 2 号）に該当することとなり、上記の最善利益義務を負うこととなります。

2. 書面交付義務から情報提供義務へ

(1) 概要

本改正は、以下の書類について、これまで金商法上書面交付義務が課されてきたものを、情報提供義務へと変更する改正です⁶。

- ・ 契約締結前交付書面（金商法 37 条の 3 第 1 項）
- ・ 契約締結時交付書面（同法 37 条の 4 第 1 項）
- ・ 最良執行方針（同法 40 条の 2 第 4 項）
- ・ 最良執行説明書（同条 5 項）
- ・ 運用報告書（同法 42 条の 7）

本改正の説明資料においては、金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするための見直しを行ったものと説明されています。

書面交付義務から情報提供義務への変更は、上記 1.(1) で説明した文脈において、③(ii) 顧客への情報提供の充実を行う改正であると位置付けられます。

(2) 現行の規制

現行法上、上記各書類は、書面（物体である紙）による交付を原則としており、例外的に、各関連規定が準用する金商法 34 条の 2 第 4 項及び関係政府令⁷に従って、あらかじめ顧客の承諾を得た上で、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）56 条に定めるルールに従って電子交付を行うことが認められています。

具体的には、電子メール送信、ウェブサイトからのダウンロード、マイページで

⁶ 本法案により、投資信託及び投資法人に関する法律 14 条に定める運用報告書の交付義務についても、情報提供義務へ変更されます。

⁷ 金融商品取引法施行令 15 条の 22、業府令 57 条。

の閲覧、ホームページでの閲覧などが定められていますが、各方法について細かな要件があります。また、電子交付の承諾を受けた顧客から、その後に電子交付を希望しない旨の申出があった場合には、再度電子交付の承諾を受けるまで、書面で交付を行う必要があるとされています⁸。

(3) 本改正による変更

本改正により、書面交付が原則ではなくなり、内閣府令に定める方法に従って、各書面に記載されていた情報を提供すれば足りることになります。

もっとも、本改正の説明資料には、内閣府令改正事項として、見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備すると付記されています。本改正によりどこまで実質が変わるのかについては、金商法の各規定により委任を受けた内閣府令の内容次第であり、本法案成立後に公表される業府令改正案を注視する必要があります。

(4) 特例業務届出者に対する影響

特例業務届出者に関しても、改正金商法 37 条の 3（契約締結前交付書面）、同法 37 条の 4（契約締結時交付書面）及び同法 42 条の 7（運用報告書）は、同法 63 条 11 項に基づき、特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用されます。このため、特例業務届出者に関しても、これらの書類について、書面交付義務から情報提供義務への変更が生じることになります。

3. 顧客属性に応じた説明義務

(1) 概要

本改正は、金融商品取引業者等に対し、顧客属性（すなわち、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的）に応じた説明義務を法律のレベルで義務付けるための改正です。

顧客属性に応じた説明義務は、上記 1.(1) で説明した文脈において、③(ii) 顧客への情報提供の充実を行う改正であると位置付けられます。

(2) 現行の規制

金融商品取引契約締結時の説明義務については、現行法においても、以下のとおり、業府令 117 条 1 項 1 号に基づく実質的説明義務が規定されています。

次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特

⁸ 金融商品取引法施行令 15 条の 22 第 2 項。

定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項(二に掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であって同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 上場有価証券等書面

ハ 第八十条第一項第三号に掲げる場合にあっては、同号に規定する目論見書(同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)

ニ 契約変更書面

(3) 本改正による変更

本改正は、条文の文言上は、業府令 117 条 1 項 1 号の実質的説明義務を法律のレベルに引き上げる内容となっています。

具体的には、改正金商法 37 条の 3 第 2 項として、以下の内容が新設されます。

金融商品取引業者等は、前項の規定による情報の提供を行うときは、顧客に対し、同項各号に掲げる事項(同項第五号及び第六号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を除く。)について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的(以下この項において「顧客属性」という。)に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし、顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

条文の文言レベルでの変更点としては、説明義務が免除される場合を規定するものとして但書が追加された点が挙げられます。業府令上の実質的説明義務に関しては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」といいます。)III-2-3-4(1)④において、「金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。」とされているところ、改正金商法 37 条の 3 第 2 項のもとでは、同項但書による委任を受けた業府令において、上記監督指針に対応する例外が規定されると予想されます。

また、条文の文言レベルで差異はないものの、改正金商法 37 条の 3 第 2 項が上記(1)記載の課題のもとで新設されたものであることを踏まえると、金融商品取引業者

等に対し、顧客に対する説明の方法及び程度について再検討することが迫られるものと予想されます。また、当局の対応としては、監督指針などにおいて、説明義務の内容や水準について具体的な解釈が示されることが期待されます。

本項については、改正金商法 45 条（特定投資家に係る適用除外規定）により、特定投資家を顧客とする場合は適用除外を受けます。これは、業府令 117 条 1 項 1 号に基づく実質的説明義務に関する扱いと同じです。

(4) 特例業務届出者に対する影響

特例業務届出者に関しても、改正金商法 37 条の 3 は、同法 63 条 11 項に基づき、特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用されます。したがって、顧客が一般投資家の場合には、特例業務届出者も、同法 37 条の 32 項に基づく説明義務を果たす必要があることとなります（現行の業府令 117 条 1 項 1 号に関する扱いと同じです。）。

Ⅲ. デジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策に関する改正

1. トークン化された不動産特定共同事業契約に係る権利への対応

(1) 概要

本改正は、大要、ブロックチェーンによりトークン化された現物不動産投資事業に対する出資持分を、金商法上のみなし有価証券と扱うための改正です。

本改正の説明資料においては、不動産特定共同事業契約に基づく権利を分散台帳技術（ブロックチェーン）を活用してトークン化し、流通させようとする動きがあるところ、他の有価証券の性質を有するトークンは、金商法の規制対象とする規定が整備されているものの、不動産特定共同事業契約に基づくトークンは規定が未整備であるため、これに金商法の販売勧誘規制等を適用しようとするものであると説明されています。

(2) 現行の規制

いわゆる集団投資スキーム持分は、みなし有価証券として同法の規制対象とされますが（金商法 2 条 2 項 5 号）、同号イから二までに掲げるものに該当する場合には、その例外として、みなし有価証券に該当しないとされます。不動産特定共同事業法 2 条 3 項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利は、同法により、事業監督行政の一環として同法及び国土交通省により規制・監督されることから、かかる例外の 1 つとして掲げられています。ただし、かかる例外の例外として、同法 9 項に規定する特例事業者と締結したものについては、アセット・ファイナンスの性質が強いとして、みなし有価証券として規制されます。

(3) 本改正による変更

本改正は、上記の「例外の例外」を新たに追加するものであり、不動産特定共同事業法2条3項の不動産特定共同事業契約に基づく権利であっても、それが「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの」である場合には、みなし有価証券として規制するとしています。

上記改正の文言は、金商法2条3項の「電子記録移転権利」など、いわゆるセキュリティトークンの定義と同じ文言であり、ブロックチェーンを用いてトークン化された権利などが本改正の対象となることとなります⁹。

2. 電子募集業務の新設

(1) 概要

本改正は、概要、インターネットを用いた自己募集等についても、電子募集取扱業務と同様の規制を及ぼすための改正です。

本改正の説明資料では、いわゆるソーシャルレンディング（インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付けるスキーム）等の運用行為を行う第二種金融商品取引業者が運営するファンドを巡って、投資家への情報提供等に関する問題が認められる事案が発生したことから、ソーシャルレンディング等の運用を行うファンドを販売する第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止するものであると説明されています。

本改正は、後述の「3. 貸付事業等権利の新設」とあわせて、上記の制度改正に対応するものです。

(2) 現行の規制

金商法29条の2第1項6号は、電子募集取扱業務を定義し、当該業務を登録申請書の記載事項として特別の規制の対象としています。

「電子募集取扱業務」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより金商法2条8項9号に掲げる行為を業として行うことであると定義されます。これは、クラウドファンディングなど、インターネットを利用した有価証券の販売を特に規制するために設けられた類型です。ただし、規制の対象となる行為は、同号に掲げる行為であり、これは、募集・売出し・私募・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを内容とするものであるため、第三者が新規発行・売出しをする有価証券の販売業務のみが規制対象となります。その結果、発行者・売出人自身が電子募集を行うケース（自己募集など）は、電子募集取扱業務としての規制対象から外れることになっています。

⁹ ただし、条文の文言上は、ブロックチェーン技術を用いたものとは限定されていません。

(3) 本改正による変更

本改正は、「電子募集取扱業務」と横並びで「電子募集業務」という類型を新設するものです。

「電子募集業務」は「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」により、金商法2条8項7号に掲げる行為（自己募集）又は同項8号に掲げる行為（有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等）（政令で定めるものを除きます。）を業として行うことであると定義されます（改正金商法29条の2第1項6号）。

したがって、これまで特別には規制されてこなかった、発行者・売出人自身が電子募集を行うケース（自己募集など）も、「電子募集業務」として特別の規制を受けることとなります。

具体的には、まず、電子募集業務を行うためには、改正金商法31条4項に基づき、（変更届出ではなく）変更登録を行う必要があります。したがって、実務的には、当局に概要書を提出するなどして事前審査を受け、その後に変更登録を受けて初めて電子募集業務を開始できることとなります。

業務開始後は、改正金商法43条の5に基づき、クラウドファンディング等を行う際に、ウェブサイト上に表示すべき事項を法定される等の規制を受けます。電子募集取扱業務に対しては、業府令においても遵守事項が定められているため、電子募集業務に対する業府令レベルでの規制内容については、今後の業府令の改正を確認する必要があります¹⁰。

3. 貸付事業等権利の新設

(1) 概要

本改正は、ソーシャルレンディングなどいわゆる貸付型ファンドに関し、ファンドの事業状況に係る情報が投資者に提供されるよう、その販売業者に対して特別の規制を及ぼすための改正です。

前述の「2. 電子募集業務の新設」とあわせて、ソーシャルレンディング等に対する規定の整備を行うものとなります。

(2) 現行の規制

金商法は、有価証券及びデリバティブ取引に関する規制法であるため、融資業務それ自体は金商法では規制されません（貸金業法の規制対象となります。）。このため、貸付型ファンドについては、みなし有価証券であるファンド持分の募集行為については金商法の規制対象となる一方、ファンドの運用（すなわち、融資業務）については金商法の規制対象とならず、貸付型ファンドの運用者に対しては、金商法上、

¹⁰ 第二種金融商品取引業協会の会員については、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」など、同協会の自主規制規則の今後の改正についても確認する必要があります。

運用報告書の交付義務の対象は課されていません（これに対し、有価証券・デリバティブ取引による運用を行うファンドであれば、その投資運用業者に対する規制として、金商法 42 条の 7 に基づき運用報告書の交付義務が定められています。）¹¹。

加えて、貸付型ファンドについては、電子募集取扱業務の対象からも外されています。電子募集取扱業務は、適用除外有価証券（金商法 3 条各号）又は金融商品取引所に上場されていない有価証券を取扱対象とする場合に適用があるものですが（同法 29 条の 2 第 1 項 6 号）、このうち金融商品取引法施行令 15 条の 4 の 2 各号に掲げる有価証券を取り扱う場合については、規制の対象から外れます。同条 7 号は「法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの」を掲げていることから、主に融資により運用を行う貸付型ファンドの販売については、電子募集取扱業務としての規制対象から外れることとなります。

(3) 本改正による変更

本改正により、貸付事業等権利の取扱いについては、後述の特別の規制を受けることとなります。

(i) 貸付事業等権利の定義

「貸付事業等権利」は、改正金商法 29 条の 2 第 1 項 10 号において、「金商法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を充てて行う事業をいう。第四十条の三の三において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。」と定義されています¹²。

したがって、合名会社・合資会社・合同会社の社員権及びこれらに相当する外国の権利（金商法 2 条 2 項 3 号・4 号）や、集団投資スキーム持分及びこれらに相当する外国の権利（同項 5 号・6 号）により資金調達を行う場合に、貸付事業等権利に該当しうることとなります。

具体的にどのような出資対象事業を行う場合に貸付事業等権利に該当するかについては、政令で定めることになっているため、今後の政令改正の内容を確認する必要があります。

(ii) 出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止

¹¹ なお、第二種金融商品取引業協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」及び「貸付型ファンドに関する Q&A」の下で、当該ファンドを販売する同協会の会員に対して、ファンドのモニタリング、事業者によるファンド報告書の作成・交付の確保が求められています。

¹² なお、上述の金融商品取引法施行令 15 条の 4 の 2 第 7 号は、貸付事業等権利の内容と重複するため、改正されるものと予想されます。

貸付事業等権利の販売を行う場合には、投資者に対して一定の情報が提供されることが契約上確保されていることを確認してから販売するよう、改正金商法 40 条の 3 の 3 において以下の規定が新設されます。

金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報が、当該貸付事業等権利を有する者に提供されることが当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

上述のとおり、金商法は有価証券及びデリバティブ取引に関する規制法であることから、融資により運用を行う運用業者に対して運用報告書の交付義務を金商法に基づき直接義務付けることは難しいと考えられます。そこで、金商法の適用を受ける販売業者に対して、上記の義務を課すことにより、実質的に運用業者に対して運用報告書の交付義務を課すものと考えられます。

改正金商法 40 条の 3 の 3 に基づき投資者に提供されるべき情報の内容や情報提供の方法等は業府令に定められることになると考えられます。

本条は、貸付事業等権利の販売が、電子募集取扱業務又は電子募集業務により行われるか否かにかかわらず適用されます。このため、インターネットを利用したソーシャルレンディングに適用があることはもちろん、金融商品取引業者等が対面等の方法で貸付型ファンドを販売する場合であっても一律に適用があることに留意が必要です。

改正金商法 40 条の 3 の 3 は、同法 45 条（特定投資家に係る適用除外規定）の対象ではないため、投資者が特定投資家に限定される場合であっても本条に基づく義務が金融商品取引業者等に及ぶこととなります。①同法 40 条の 3 の 3 が実質的に運用業者に対して運用報告書の交付義務を課すものであると考えられること、②同法 42 条の 7 に基づく運用報告書の提供義務は同法 45 条に基づき特定投資家を相手方とする場合は適用除外の対象となっていること、及び③電子募集取扱業務又は電子募集業務によらずに販売する場合も広く同法 40 条の 3 の 3 の適用を受けることを踏まえると、勧誘の対象となる投資者が特定投資家に限られる場合については、過剰な規制とならないよう、内閣府令において、適切な調整が行われることが期待されます。

(iii) 出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止

改正金商法 40 条の 3 の 3 で確認された事項が実際には実施されていないことを販売業者が知りながら販売することのないよう、同法 40 条の 3 の 4 に以下の規定が新設されます。

金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利を有する者に前条に規定する契約その他の法律行為に基づき提供されるべき情報が提供されていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

条文の文言は、「知りながら」販売してはならない旨を定めていますが、金融商品取引業者等に対する監督上は、その取り扱う貸付事業等権利について、投資者に対する情報提供が適切に行われていることをモニタリングするよう求めることになると想定されます。

本条に関しても、貸付事業等権利の販売が電子募集取扱業務又は電子募集業務により行われるか否かにかかわらず適用されます。また、投資者が特定投資家に限定される場合であっても本条に基づく義務が金融商品取引業者等に及ぶ点も、改正金商法40条の3の3と同様です。

(4) 特例業務届出者に対する影響

特例業務届出者に関して、改正金商法63条11項において、特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして同法40条の3の3及び40条の3の4を適用する旨の改正はなされていません。このため、特例業務届出者については、本改正の適用はありません。

4. ウェブサイトにおける情報公表義務

(1) 概要

本改正は、金融商品取引業者等に対し、ウェブサイトを開設して一定事項を公表するよう求める改正です。

本改正の説明資料では、インターネットの活用が進む中、金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報の公表を求めるとの課題が指摘されており、これに対応するため、金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、営業所に掲示する標識と同内容の情報公表を義務付けるなど、インターネットを利用する者の利便向上や保護のための規定を整備するものであると説明されています。

(2) 現行の規制

現行法のもとでは、金融商品取引業者等に対し、営業所・事務所における標識の掲示義務を課すにとどまります（金商法36条の2第1項）。ウェブサイトに関しては、そもそも開設は義務付けられておらず、開設した場合の表示事項についても、当該ウェブサイトが広告等規制（同法37条）に服する場合は別段、特段の規制は設

けられていません¹³。

(3) 本改正による変更

改正金商法 36 条の 2 第 2 項として、以下の条項が新設されます。

金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十六条の八第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合（その者が第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者又は第二十九条の四の三第二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者である場合を除く。）は、この限りでない。

これにより、金融商品取引業者等は、ウェブサイトを開設し、一定事項を公表することが義務付けられることとなります。

具体的な公表内容及び公表方法については、業府令に定められることになるため、業府令の改正内容を確認する必要があります。また、但書に基づく例外の範囲についても、業府令に定められることとなります。

(4) 特例業務届出者に対する影響

特例業務届出者に関して、改正金商法 63 条 11 項において、特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして同法 36 条の 2 第 2 項を適用する旨の改正はなされていません。このため、特例業務届出者については、本改正の適用はありません。

5. その他

このほか、審判手続のデジタル化として、オンラインによる送達や申立て、オンライン会議を利用した審問や意見陳述などの審判手続、事件記録の電子化に関する規定が整備されます。

本稿の内容に関してご不明な点等ございましたら、当事務所の弁護士にご相談ください。

¹³ 第一種少額電子募集取扱業者・第二種少額電子募集取扱業者に関しては、商号等、登録番号その他内閣府令で定める事項につき、インターネット等で公表する義務が定められています（金商法 29 条の 4 の 2 第 8 項、29 条の 4 の 3 第 3 項）。当該条項は本改正により削除されます。

セミナー情報

- セミナー 『「同意なき買収」を巡る実務の最新動向—経済産業省「公正な買収の在り方に関する研究会」における議論を踏まえて—』
開催日時 2023年5月10日（水）12:00～13:30
講師 松下 憲
主催 XIB 株式会社

- セミナー 『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』
開催日時 2023年5月11日（木）13:30～16:30
講師 増田 雅史
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『サステナブルファイナンスの法務と実務～融資実務から見た課題と今後の取組みに向けて～』
開催日時 2023年5月12日（金）10:00～12:00
講師 末廣 裕亮、富永 喜太郎
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』
開催日時 2023年5月15日（月）10:00～12:00
講師 石橋 誠之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『自民党 web3 ホワイトペーパーの徹底解説～各種論点整理と今後の政策動向～』
開催日時 2023年5月15日（月）10:00～12:00
講師 増田 雅史
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『IPOに関する近時の制度改正や最新の重要トピック』（第217回ビジネスロー研究会）
開催日時 2023年5月17日（水）15:00～17:00
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 森・濱田松本法律事務所

上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023年5月12日（金））。

FINANCIAL REGULATIONS / PRIVATE EQUITY / INSURANCE NEWSLETTER

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『第 5124 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成及び契約実務ー特定投資家制度や LLP を GP とするスキームに関連する改正と いった最新トピックを含め、投資家側の着眼点も交えて詳説ー』
開催日時 2023 年 5 月 22 日（月）13:30～16:30
講師 中野 恵太
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『金融機関における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ） AI 活用の法務実務～利用態様別の整理～』
開催日時 2023 年 6 月 16 日（金）10:00～12:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『FP が知っておくべき Web3・NFT・メタバース』
開催日時 2023 年 6 月 23 日（金）19:00～20:00
講師 増田 雅史
主催 ファイナンシャル・プランナー三田会

文献情報

- 本 『マンガでわかる！NFT ビジネス』（2023 年 4 月刊）
出版社 株式会社宝島社
著者 増田 雅史

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 12th Edition
著者 吉田 和央

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com